

事業主 様

千葉県医業健康保険組合

### 労働災害による傷病に係る労災保険給付の適正使用の周知について

標記の件につきまして、健康保険法第一条「労働者又はその被扶養者（以下、「労働者等」）の業務災害以外の疾病、負傷等に関して保険給付を行うこと」のとおり、労働者等が業務中または通勤途中に災害に遭い（以下、「労働災害」）、その労働災害による疾病または負傷（以下、「傷病」）は、健康保険給付の対象ではありません。

しかし、昨今、労働災害であるにもかかわらず、労働者等の認識不足により、受診した保険医療機関等（以下、「受診先」）に申告していなかった、労働者である職員自身は勤務先に労働災害を申告したが、健康保険事務担当者への報告もないまま、所属部署内の判断で健康保険扱いとされた等の理由により、労災保険への給付請求を行わず、健康保険を使って治療を受ける者が散見されます。

つきましては、下記のとおり労働災害に被災したときは、勤務先に報告することや労働災害による傷病の治療は、労災保険宛て請求されるように、職員の皆様にご周知いただきますようお願いいたします。

また、自家診療については、特に受診される職員への傷病原因の確認は必須とし、当該職員による労働災害申告もれを除き、誤って健康保険給付として請求されたレセプトは、当組合から返戻させていただきますので、あらかじめご承知おきいただき、医療事務課等への周知方重ねてお願いいたします。

### 記

#### 1. 職員への周知について

- (1) 事業所職員に対し、労働災害に被災したときは、緊急の場合を除き、受診前に勤務先へ連絡のうえ、受診等についての指示を仰ぐよう、周知をお願いします。
- (2) 事業所事務担当者（以下「事務担当者」）は、被災した職員（以下「当該職員」）から災害の詳細を把握し、以下のとおり対応願います。  
また、労災保険と健康保険の事務担当者が別の場合は、情報共有をお願いします。

#### 2. 労働災害による傷病で受診するとき

- (1) 当該職員に対し、すべての受診先に労働災害（業務中または通勤途中）の傷病である旨を申告するよう伝えてください。
- (2) 労災保険の療養（補償）等給付には、以下のとおり「療養の給付」と「療養の費用の支給」があることを、当該職員に説明をしてください。
  - ① 「療養の給付」・・・労災病院や労災保険指定医療機関・薬局等（以下「指定医療機関等」）で、無料で治療や薬剤の支給などを受けられます（現物給付）。療養の給付申請書を受診先へ提出し、受診先が所轄の労働基準監督

署（以下「労基署」）に医療費を直接請求します。

- ② 「療養の費用の支給」・・・近くに指定医療機関等がないなどの理由で、指定医療機関等以外の医療機関や薬局等で療養を受けた場合は、医療費の全額を支払い、その療養にかかった費用を支給する現金給付です。療養の費用請求書に受診先の証明を受け、領収書を添えて、当該職員または事務担当者が所轄の労基署に医療費等の請求をします。

(3) 各種請求書は、7. 労災保険給付関係請求書についてを参照してください。

### 3. 健康保険を誤って使用してしまったとき

当該職員または事務担当者は、労働災害による傷病で受診したすべての受診先に以下(1)(2)を確認のうえ、当組合宛てご連絡ください。

- (1) 労働災害による傷病であったため、労災保険へ切り替えたいことを伝え、労災保険への申請は何号様式の扱いになるのかを確認する。

<主な様式（各種請求書）>（詳細は7. 労災保険給付関係請求書についてを参照）

- ・「療養の給付請求」・・・様式第5号、様式第16号の3
- ・「療養の費用請求」・・・様式第7号、様式第16号の5
- ・「指定医療機関等を変更するとき」・・・様式第6号、様式第16号の4（傷病で救急搬送された指定医療機関（最初の受診先）から転院した場合、転院先がこれに該当します）

※誤って健康保険を使用した場合の労災保険への切り替えは、「療養の費用請求」になりますが、指定医療機関等によっては、「療養の給付請求」で対応してもらえることがありますので、必ず、受診先に確認してください。

- (2) 支払済の医療費（総医療費の2割または3割分等）の精算方法を確認する

- ① 療養の給付請求（様式第5号、様式第16号の3）・指定医療機関等を変更するとき（様式第6号、様式第16号の4）の場合  
受診先から返還されます（自己負担なしとなる）。
- ② 療養の費用請求（様式第7号、様式第16号の5）の場合  
受診先からの返還はありません（詳細は（3）参照）。

※仮に、返還を受けた場合は、以下（3）の手続きと変わりますので、必ず当組合宛てご連絡ください。

- (3) 労災保険への請求の流れ

- ① 療養の給付請求（様式第5号、様式第16号の3）・指定医療機関等を変更するとき（様式第6号、様式第16号の4）の場合
- (ア) 各種請求書を受診先に提出し、医師の証明を受け、支払済みの医療費が受診先から返還されます。
- (イ) 受診先が所轄の労基署に医療費を直接請求します（当組合に請求されたレセプトは、当組合から受診先へ返戻しますので、当組合から当該職員への医療費（総医療費の7割または8割分等）の返納請求はありません）。
- ② 療養の費用請求（様式第7号、様式第16号の5）の場合
- (ア) 各種請求書を受診先に提出し、医師の証明を受け（診療内容の証明

は不要)、当該職員または事務担当者が、(エ)が揃うまで保管します。

(イ) 支払済みの医療費(2割または3割等)の領収書も、当該職員または事務担当者が、(エ)が揃うまで保管します(受診先からの返還はありません)。

(ウ) 当組合負担分医療費(7割または8割等)について、当組合から事業所経由にて当該職員に返納請求をします。

(エ) 当該職員から当組合に医療費返納後、領収書とレセプトを事業所経由にて送付します(このレセプトが(ア)で不要とした診療内容の証明の代わりとなります)。

(オ) 当該職員または事務担当者は、(ア)の各種請求書に(イ)と(エ)の領収書(窓口支払分と当組合への返納分で合計10割負担分)、レセプトを添付のうえ、所轄の労基署宛て請求します。

#### 4. 労働災害に該当するか否かの判断がつかないとき

(1) 所轄の労基署宛てお問合せください。

必ず詳細に負傷時・発症時の状況を伝えてください(労基署からの回答内容と監督官の氏名を控えてください)。

(2) 労働災害の疑いがある傷病の治療に健康保険を使う場合、保険給付適正化の観点から、上記のとおり労基署に照会済であるかを確認したうえで、健康保険の使用許可をお伝えすることになりますので、あらかじめご承知おきください。

#### 5. 休業補償を希望するが、労災認定に時間がかかる場合

(1) 所轄の労基署宛て相談のうえ「受任者払制度」(※)の利用を検討ください。

(2) 「受任者払制度」の利用が難しい、労災認定されない可能性がある(内科的疾患である等)等のやむを得ない理由がある場合は、誓約書を添付のうえ、当組合宛て「傷病手当金」の申請・受理をすることも可能ですが、労災認定されましたら、支給済みの傷病手当金を当組合に返納しなければなりません。

※受任者払制度・・・被災労働者が、労災保険から受け取る給付金の金額を、前もって事業所から立替払いをし、後日支給される給付金等が事業所の口座に振り込まれる制度。

#### 6. 健康保険使用後に労災に切り替える場合の注意点

(1) 健康保険で支払われた傷病手当金意見交付料等は、労災保険への切り替えができないため、当該職員の全額自己負担となります。

(2) 当組合に返納する際の振込手数料は、当該職員の自己負担となります。

(3) 数か月以上前の受診時の情報について、当組合から当該職員へ聴き取り、当該職員自身で当時の状況を確認し、受診先、事業所、労基署等の各方面へ切り替えの連絡や手続きを行う必要があります(健康保険事務担当者においても同様)。

(4) 健康保険による受診分が多数、長期間、入院や手術を含む場合、当組合宛ての返納額が高額になることがあります。

## 7. 労災保険給付関係請求書について

以下の様式集は、厚生労働省のホームページ（「厚労省 労災保険給付関係主要様式」で検索）から主な労災保険給付関係請求書を抜粋したものです。当該ホームページには、制度説明や記載方法等も掲載されていますのでご確認ください。

なお、請求手続き等の詳細につきましては、所轄の労基署にお問合わせください。

### ● 療養（補償）等給付たる療養の給付関係

様 式		
業務災害用 複数業務要因災害用	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書	第5号
	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届	第6号
通勤災害用	療養給付たる療養の給付請求書	第16号の3
	療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届	第16号の4

### ● 療養（補償）等給付たる療養の費用の支給関係

様 式		
業務災害用 複数業務要因災害用	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書	第7号(1)
	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書（薬局）	第7号(2)
	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書（柔整）	第7号(3)
	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書（はり・きゅう）	第7号(4)
	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書（訪看）	第7号(5)
通勤災害用	療養給付たる療養の費用請求書	第16号の5(1)
	療養給付たる療養の費用請求書（薬局）	第16号の5(2)
	療養給付たる療養の費用請求書（柔整）	第16号の5(3)
	療養給付たる療養の費用請求書（はり・きゅう）	第16号の5(4)
	療養給付たる療養の費用請求書（訪看）	第16号の5(5)
非指定医療機関用	検査に要した費用等請求書	第1号の3

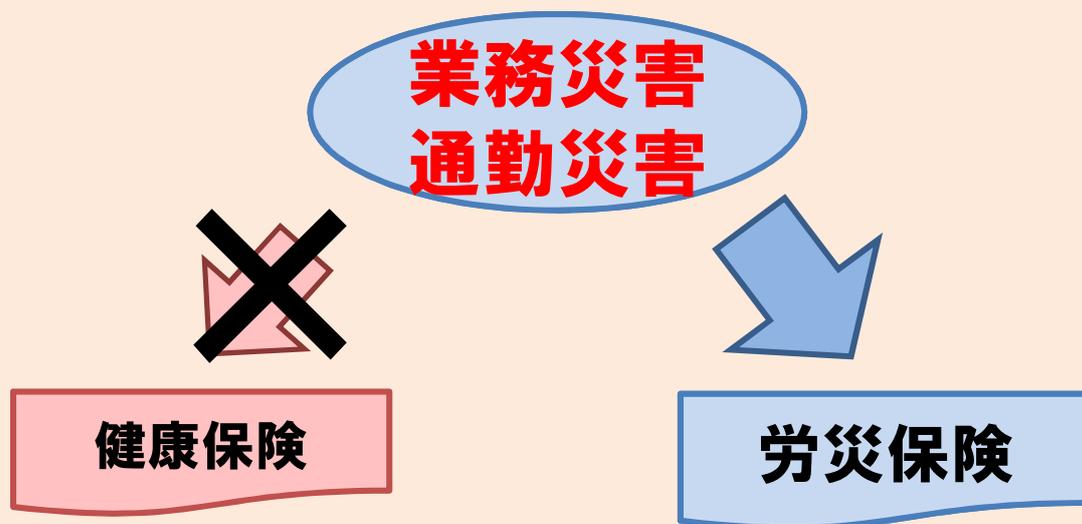
### ● 休業（補償）等給付関係

様 式		
業務災害用 複数業務要因災害用	休業補償給付支給請求書 複数事業労働者休業補償給付支給請求書	第8号
	平均給与額証明書	第9号
通勤災害用	休業給付支給請求書	第16号の6
	特別給与に関する届	第38号

【照会先】  
担当：医療給付課  
TEL：043-215-8205

# お仕事でのケガには、労災保険!

- 労災保険制度では、労働者が業務または通勤が原因で負傷したり、病気にかかった場合には、労働者の請求に基づき、治療費の給付などを行っています。
- しかし、近年、業務または通勤が原因と考えられるにもかかわらず、労災保険による請求を行わず、健康保険を使って治療を受ける方が見られます。
- **健康保険は、業務または通勤が原因でない傷病に対して支給されるものです。**業務または通勤により負傷し、健康保険を使って医療機関で治療を受けた場合の治療費は、全額自己負担となってしまいます。



**業務災害・通勤災害**の場合は、必ず**労災保険**を請求しましょう



# 業務災害または通勤災害であるにもかかわらず、誤って健康保険で病院にかかってしまった場合の手続き

受診した病院に、健康保険から労災保険への切り替えができるかどうかを確認してください。

できない場合

いったん、医療費の全額を自己負担した上で、労災保険に請求していただきます。

できる場合

病院の窓口で支払った金額が返還されます。

労災保険の様式第5号または様式第16号の3の請求書を受診した病院に提出してください。

へ業務災害または通勤災害である旨を申し出てください。

を記入して提出していただきます(※1)。

から が届きますので、お近くの金融機関で返納金をお支払いください(※2)。

返納金の領収書と病院に支払った窓口一部負担金の領収書を添えて、労災保険の様式第7号または第16号の5を記入の上、労働基準監督署へ医療費の請求をしていただきます(※3)。

※1 外傷性のケガの場合は、で業務上かどうかを判断するため、申し出がない場合でも の記入をお願いすることがあります。

※2 医療機関から診療報酬明細書(レセプト)が に届くまでに2~3カ月程度かかるため、 が送付されるまでに時間がかかることがあります。

※3 労災請求の際にレセプトの写しが必要になる場合があります。請求の際に労働基準監督署にご確認ください。

# 労災保険の各種給付を受けるには

労災保険には療養(補償)給付をはじめ、さまざまな給付があります。

## ① 療養(補償)給付(※1)

治療を受けた病院などが労災保険指定医療機関の場合には、「療養(補償)給付たる療養の給付請求書」をその医療機関に提出してください。請求書は医療機関から労働基準監督署長に送られます。このとき、**治療費の自己負担はありません。**

治療を受けた病院などが労災保険指定医療機関でない場合には、いったん治療費を立て替えて支払ってください。その後「療養(補償)給付たる療養の費用請求書」を直接、労働基準監督署長に提出すると、**その費用が全額支払われます。**

## ② 休業(補償)給付

業務災害・通勤災害により休業した場合には、**休業4日目から**、1日につき給付基礎日額(※2)の**80%相当額**(うち20%は特別支給金)**が支給されます。**「休業(補償)給付支給請求書」を労働基準監督署長に提出してください。なお、業務災害の場合、休業の最初の3日間については、事業主が休業補償を行わなければなりません。

## ③ その他の保険給付

①、②のほかにも**障害(補償)給付、遺族(補償)給付、傷病(補償)年金、介護(補償)給付、葬祭料**などの保険給付があります。

これらの保険給付についてもそれぞれ、労働基準監督署長に請求書などを提出していただきます。

※1 業務災害の場合は「療養補償給付」、通勤災害の場合は「療養給付」になります。「休業(補償)給付」ほかも同様です。

※2 労働基準法の平均賃金に相当する額をいいます。

# 労災保険Q&A

**Q** 仕事中にケガをしたのに、「元請けに迷惑がかかるから、健康保険で治療するように」と上司から言われたのですが、どうしたらよいでしょうか？

**A** 仕事中のケガでは健康保険は使えません。会社が認めてくれなくても労災保険の請求はできますので、労働基準監督署にご相談ください。

**Q** 病院での過去の治療分を労災に切り替えることができなかったとしても、治療継続中の場合は今後の分だけでも労災に切り替えた方がよいですか？

**A** 健康保険から労災保険の切り替え手続きには時間がかかる場合があるので、今後の分だけでも必ず切り替え手続きをしてください。

**Q** 薬局で薬を受け取っている場合も、健康保険から労災保険に切り替えることはできますか？

**A** 薬局で薬を受け取っている場合も、かかった費用は労災保険で補償されます。忘れずに病院と同様の切り替えの手続きを行ってください。

**Q** 請負契約に基づいて働いていますが、細かな指揮監督を受けているなど、就労の実態が会社で働いている一般の労働者と同様である場合であっても、労災保険からの給付はされないのでしょうか？

**A** 契約の形式にかかわらず、就労の実態が「労働者」に当たると判断された場合には、労災保険から給付がされます。災害が起きた場合には、労働基準監督署までご相談ください。

## 労災保険のご相談は・・・

### お近くの**労働局・労働基準監督署**へ

労災保険制度に関するご質問については、「労災保険相談ダイヤル」でもお答えしていますのでご利用ください。

0570-006031／受付時間9:00～17:00（土日祝日除く）

# 業務によって感染した場合、 労災保険給付の対象となります

## 対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- **感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合**
  - ※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
  - ※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象
- 症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象

詳しくは厚生労働省HPのQ&A  
（項目「5 労災補償」）をご覧ください▶



## 労災保険の種類

業務に起因して感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート等の雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

また、**保険給付の請求は、労働者ご自身が行うものです。**感染経路が不明であることなどにより、請求書に会社からの証明が受けられない場合、まずは労働基準監督署にご相談ください。

### 療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

### 休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

- 給付日：休業4日目から
- 給付額：休業1日あたり給付基礎日額の8割（特別支給金2割含む）  
\*原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

### 遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

- お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ ▶

